

約半年振りの事務所報をお届けしたいと存じます。

お陰様で累積講義時間が50時間を超え、FP2級の資格をとったり、成年後見人に就任したり活動の幅が広がって参りました。自分の心の中でも機運が高まっている感じが致します。

今年はいよいよ不惑を迎えますし、7月には「行政書士5年生」となります。引き続き研鑽に励みたいで。

※画像はお客様から頂いた胡蝶蘭。生まれて初めて、大感激！！

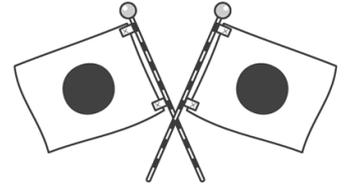


FP2級（国家資格）に合格！

去る1月27日に受験しましたが、3月7日に合格発表があり、学科・実技両試験ともに私の番号がありました（実技は個人資産相談業務で受験）。

正式には「2級ファイナンシャル・プランニング技能士」といいます。

- ライフプランニングと資金計画（社会保険、労働保険、住宅ローンなど）
- リスク管理（生保、損保など）
- 金融資産運用（投信、債券投資、株式投資、その他金融商品）
- タックスプランニング（所得税、所得控除、消費税など）
- 不動産（調査、価格、取引、都市計画法、建築基準法、税金など）
- 相続・事業承継（贈与、贈与税、相続放棄、遺言、遺留分、相続税、相続財産評価など）



以上6分野から満遍なく出題され、相続を得意とする行政書士である私にとって、わりと相性の良い資格です。資金計画提供などFP業務を実際に行ってはいませんが、総合的に各分野を勉強できました。

この後の認定講習を受けると、AFP（Affiliated Financial Planner、ファイナンシャルプランナーに必要な金融知識を証明する、NPO法人日本ファイナンシャル・プランナーズ協会が認定する民間資格）の称号が与えられます。これを受講するかは現在、思案中です。

昨年に3級から受け始めて、今回はさすがに難しさを感じました。2級学科は合格率が14%であり、何故だか1級学科の合格率を1%下回るという逆転現象が生じ、本当に激戦でした。

実のところ大晦日も三が日も勉強し、試験前日は川口市立上青木公民館で講義というハードスケジュールをこなしました。

今回の試験はご存じの方もおられると思いますが、前代未聞ともいべき試験問題事前漏洩事件が発生しました。私はもちろん不正アクセスせず“ガチンコ”で勝負しましたが、無効扱い・再試験実施となりかねず、試験の取扱い決定が出るまでの2週間は生きた心地がしませんでした。

結局、有効扱いとなりましたが、国家試験の存在意義・根幹にかかわることですので、私含め大多数の善良な学習者のために、主催元である金融財政事情研究会にはしっかり管理体制を整えてもらいたいものです。いつの日か1級にチャレンジする身としては・・・

相続講義特集（12）遺産分割

※前号よりつづき、平成22年10月3日、川口市立芝富士公民館にての相続講義（冨田の初めての講義）の再現になります。

前号までずっと遺言について説明してきました。亡くなられた方が遺言をお書きになっていなかった場合、遺産分割に進みます。その中でも協議分割が一般的です。

趣旨として、2人以上の相続人がいる場合、相続人全員で話し合いをし、誰がどの財産を分配するかを決定することにあります。

その内容が確定したら「遺産分割協議書」にまとめるのです。その代理作成は行政書士業務としてはメジャーであり、私も多数経験させて頂いております。

ところで「協議が遺言を破る」となかなか面白い言葉がございます。何も物理的に、ビリビリ遺言をひっちゃぶく、ということではありませんよ（笑）！

これは何を意味するのかというと、遺言が例え存在していたとしても相続人全員の合致さえあれば、遺言の内容と違った遺産分割協議ができるんですよ、ということなんです。これを専門家の間で、このような表現で言ったりするのです。

その逆として、遺言がないと思ったから遺産分割協議に踏み切ったのに、あとから実は遺言が見つかった、なんてこともありえます。この場合は、やはり遺言が優先されますので、遺言の意思に基づく内容で再分割しなければなりません。

ほかの手段として調停分割・審判分割があります、これは協議分割が残念ながら不成立に終わった場合のいわば特殊例ですので今回は省略します。家庭裁判所で行いますが、できれば弁護士さんと相談して進めたら宜しいかと思えます。

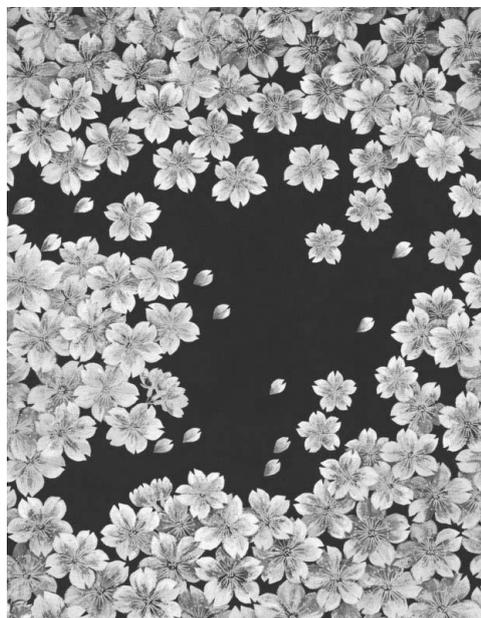
さらに分割についての民法上の理念について説明いたしましょう。

レジュメに、「実質的公平性を考えましょう」とあります。

これは「何分のいくつ」というガチガチの法定相続分だけに拘るものではなく、もっと重要なことも考慮しなさいという意味です。

すなわち相続人それぞれが、違った立場の人間なのです。年齢、職業、心身の状態及び生活の状況その他一切の事情を考慮して、各人の相続分を考えなければならない、ということを念頭に置いて下さい。ともすれば権利意識をむき出しにして、「法定相続分があるんだから、できる限り分捕ろう！」とつい主張してしまうかもしれませんが、いわゆる“争族”となる事態を避けるには、お互いの考えや立場を認め合うことも大事なのです。

（次号につづく）



成年後見人に就任しました。

※本編については、御親族の了解を得て執筆しております。

3月14日に、「成年後見人を付けると選挙権を失う」とする公職選挙法規定は違憲と結論付けた東京地裁判決が出ましたね。今、とても注目を浴びている成年後見制度は平成12年から発足されており、年々利用者は増えています。

司法書士・社会福祉士・弁護士が後見人に就任するケースが多いですが、我々行政書士にもその担い手としての期待が寄せられています。

昨年、某施設講座での受講生さんから公正証書遺言の作成相談と同時に、御子息の成年後見申立てのご相談を承りました。

というのは受講生さんが御高齢であり、知的障害者である御子息の行く末を心配されたからです。有難いことに私を後見人候補者として推薦して頂くまでになりました。幸いにも家庭裁判所の許可審判がくだり、私は晴れて就任できました。

審判書謄本が到着した時は身震いしたものです。御親族とも数え切れないぐらい打合せを重ねました。過日、御子息が入所されている施設初訪問（他県）を果たし、第一回後見事務報告を完了させました。御本人（御子息）と私は年齢がとても近いので「一生ものの仕事」となると思われませんが、ともかく責任感をもって頑張ります。



行政書士とうきょう3・4月号に連載！！

「行政書士応援講座の講師として招聘されて」

「行政書士とうきょう」とは東京都行政書士会の月刊会報です。

去る1月19・26日の川口市立上青木公民館主催「行政書士をめざす人に教えるプロの講話」の事例報告になります。資格予備校ではなく社会教育施設で就業支援講座を実施するのは日本で初めて！ 受験編、独立開業・業務確立編と講義しました。

ご興味のある方はご連絡くださればコピーを差し上げます。

ガリュウ専門家ブログ「行政書士トミタがゆく！」

惜しくも終了しました(涙)

突然ですが、ガリュウ専門家ブログは2月末で休止となってしまいました。

独立開業編が今年からスタートしたばかりで大変残念ですが、第19回「自己実現のために」（2月28日発信）をもって“仮の最終回”とさせていただきます。

また別の掲載媒体で本連載を復活させたいですし、ノベライズしたいと願っています。ずっとご愛読くださった皆さま、本当に有難うございました。

本連載では、市役所職員から行政書士に転身した富田の開業経験を交えて、起業家のお役立ち情報をお伝えしておりました。

▼ガリュウプロジェクト専門家ブロガー紹介ページ

<http://senmonka.garyuproject.com/masarutomita.html>

※「最新記事」の部分で、過去の投稿を閲覧できます。



今後の富田行政書士の講義予定

★**ただいま募集中！ 申込みは電話03-3901-2153まで**

4月17日（水）13：30～16：30

板橋区立企業活性化センター

行政書士&社労士スペシャルセミナー第3弾「士業のための仕事獲得術」

※田中実社労士との共催

★5月24日（金）13：30～15：30

蕨市立旭町公民館

高齢者学級「ほのぼの学級」より「悪徳商法の手口と対処法」

★6月12日（水）13：30～15：30

川口市立新郷公民館

川口市民大学より「キッチンと整理、相続遺言の知識」



総講座数：20、総講義数：30、総講義時間：54時間50分（累計）



▲10月24日、みずべの苑高齢者あんしんセンター
（北区よりの委託施設）「やさしい遺言の書き方および
エンディングノートについて」、約50名の参加者！！

▲12月11日、板橋区立企業活性化センター
行政書士&社労士（田中実先生）スペシャルセミナー
「エンディングノートの書き方および年金保険の知識」

平成25年4月1日発行 第28号
発行 行政書士 富田 賢(とみた まさる)
〒115-0045 北区赤羽2-31-3 タグチコーポ101号室
赤羽駅東口・赤羽岩淵駅1番出口下車徒歩6分
電話 03-3901-2153 FAX 03-3901-2164
メール info-gtmo@kdr.biglobe.ne.jp
F B <http://www.facebook.com/masaru.tomita.98>
URL
相続・遺言、成年後見、内容証明、相続講義など

